

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険税納税 通知書を送付します

7月中旬に納税通知書を送付します。
平成31年度の国民健康保険税(国保税)の納税額や納期限などを確認してください。国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて被保険者のみなさんがお金を出しあい、医療費の補助などにあてる助け合いの制度です。
かならず納期限内に納めましょう。

今年度の主な変更点

●賦課限度額が変わります

1世帯に課税される1年間の限度額が変わります。

	平成30年度	平成31年度
医療分	58万円	61万円
支援分	19万円	19万円
介護分	16万円	16万円
合計	93万円	96万円

●軽減対象世帯が拡大します

均等割と平等割の軽減対象となる所得基準額が変わります。

	平成30年度	平成31年度
2割軽減	33万円+(50万円×被保険者数)	33万円+(51万円×被保険者数)
5割軽減	33万円+(27万5千円×被保険者数)	33万円+(28万円×被保険者数)

収入についての 申告はお済ですか？

国保税の軽減を受けるためには、収入についての申告が必要です。申告が済んでいない方は申告をお願いします。ただし、16歳未満の国保被保険者または高浜市に居住している方の所得控除対象の配偶者や扶養親族となっている方については、申告は不要です。

●旧被扶養者減免が見直されます

旧被扶養者減免の平等割・均等割の減免期間が「当分の間」から「2年間」に見直されました。該当する方は個別に納税通知書にお知らせを同封しますので確認してください。

※「旧被扶養者減免」とは、被用者保険(会社等の健康保険)の被扶養者であった方のうち、被用者保険の本人が75歳到達により後期高齢者医療制度に移行したことで、国保に加入した方に適用される減免(要申請)のことをいいます。

●高齢受給者証を更新します(新しい被保険者証は橙色です)

70歳以上の国保被保険者の医療費自己負担割合を、前年所得に応じて再判定します。8月1日(木)から使える新しい高齢受給者証を7月中旬にお送りします。有効期限が切れた古い高齢受給者証は使用できません。個人情報に留意のうえ、自身で廃棄処分いただくか、市役所(市民窓口グループ)に返却してください。
今年度から市内各公共施設に回収箱は設置しませんので、注意してください。

平成31年度の 国民健康保険税が確定しました

国民健康保険税第1期の納期限は
7月31日(水)です

かならず納期限内に納めましょう

🕒納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニなどへ出かけて支払う必要がありません。
口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

📄口座振替申込

申込先 指定金融機関もしくは市市民窓口グループ
持ち物 通帳、通帳に使用している印鑑
※口座振替開始は、申込みから2か月後になります。
問合せ先 市市民窓口グループ
☎52-1111(内線219・261)